多様な人材還流促進事業業務プロポーザル実施要綱

1 目的

移住者として本町の定住人口となる UIJ ターンはもちろんのこと、定住には至らないものの、本町に関心を持ち、継続的に多様な形で関わる関係人口を増加させる。それら関係人口が実際に町と関わって地域住民と交流を重ねるうえで、地域課題の解決や地域の担い手としての役割を担うというような新しい人の流れを形成する。それらの動きを通じ人口減少によって機能低下した町を活性化する新しい人材として活躍できる環境を構築するもの。

加えて、地域の重要な担い手として外国人材のニーズは今後ますます高まることが予測されることから、地域での受入体制の整備など外国人が暮らしやすい環境を整備するもの。

2 業務概要

- (1)業務名 多様な人材還流促進事業業務
- (2)業務内容 別紙「多様な人材還流促進事業業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。ただし、契約時における仕様書については選定された候補者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (4)業務委託料 15,000,00円(消費税及び地方消費税を含む)以内 ※内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金対象事業

3 参加資格等

プロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有するものであること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5)白鷹町発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6)白鷹町暴力団排除条例(平成24年3月23日条例第1号)第2条第1号の 暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団員等のいずれにも 該当しないこと、また、いずれかの利益となる活動を行う者でないこと。

4 実施スケジュール (予定)

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期日	備考
		佣石
実施要綱等の公表	令和6年 4月22日(月)	ホームページ掲載
質問事項の受付	令和6年 4月24日(水)から	午後5時必着
	令和6年 5月 8日(水)まで	
質問事項の回答	令和6年 5月10日(金)まで	電子メール等
参加表明書等の提出	令和6年 5月13日(月)から	
	令和6年 5月17日(金)まで	午後5時必着
企画提案書等の提出	令和6年 5月17日(金)まで	午後5時必着
1次審査(書類審査)結果	令和6年 5月21日(火)	
通知		
2次審査(プレゼンテーシ	令和6年5月27日(月)13時~1	17時
ョン審査)	詳細な時間は参加者確定次第通知	
審査結果通知	令和6年5月下旬	
契約締結	令和6年6月3日(予定)	

[※]上記スケジュールは変更となる場合がある。

5 参加申し込み

- (1)提出書類
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 企画提案書
 - ③ 見積書
 - ④ その他参考資料(会社概要等説明に必要なもの)
- (2) 提出部数 9部 (原本1部、写し8部) ホチキス綴じとする。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(当日到着分のみ有効)
- (4) 提出期限 令和6年5月17日(金)17時
- (5) 企画提案書の構成
 - ① 仕様書「4 業務内容」の各項に対する提案(実施方法、回数、想定される手法など具体的な数値等を盛り込むこと。)
 - ② 独自の効果的な提案(上記①同様、具体的な数値等を盛り込むこと。)
 - ③ 業務全体のスケジュール表(着手から完了までが分かるもの。)
 - ④ 業務に携わるスタッフ体制及びスタッフの実績
 - ⑤ 他地方公共団体等における同種又は類似業務の業務成績(直近5年間の実績)
 - ⑥ 見積書(仕様書に掲げる業務の着手から完了までにかかる各項目の費

用(人件費と仕様書「4 業務内容」にかかる経費、その他の経費は明確に区分し、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。))

6 内容についての質疑受付・回答

(1) 質疑がある場合は、その旨を書面「質問書(様式第4号)」に記載のうえ、電子メールにて送付すること。なお、電子メール送信の際は件名に「多様な人材環流促進事業業務質問書(業者名)」

と記載すること

①受付期間:令和6年4月24日(水)~5月8日(水)

②提出場所:白鷹町役場企画政策課 企画調整係

E-mail: kikaku@so. town. shirataka. yamagata. jp

(2) 質問に対する回答は以下のとおり。

①回答日時:令和6年5月10日(金)までに随時回答する。

②回答方法:電子メール等にて回答する。

7 審査・選考方法

(1) 1次審査

1次審査では、応募者が提出した企画提案書及び業務実績等を審査し、上位3位までを2次審査対象者として選定する。

1次審査の結果、選定された者には、その旨を電子メール及び書面により 通知する。選定されなかった者に対しても、その旨通知する。また、応募者 の得点は公表及び開示しない。なお、審査経過及び審査結果に関する質問、 異議申立ては一切受け付けないものとする。

(2) 2次審査

2次審査では、1次審査で選定された提案者による提案書等についてプレゼンテーション(1件20分)及び審査委員によるヒアリング(1件10分)を実施し、最優秀提案者及び次点提案者をそれぞれ1者選定する。

- ① 2次審査に参加できる人数は1提案者3名以内とし、2次審査の詳細は2次審査対象者に対してのみ通知する。
- ② 会場及びスクリーンは白鷹町が準備し、プロジェクター、パソコン等の機器類は、提案者が準備する。
- ③ 審査の結果は、電子メール及び書面にて通知するとともに、白鷹町ホームページに掲載する。
- ④ 応募者の得点は公表及び開示しない。また、審査経過及び審査結果に 関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

(3) 2次審査の評価基準

審査の評価基準は以下のとおりとする。

	評価項目	配点
1	本町の現状分析と事業目的の理解	15点
2	仕様書と整合がとれた具体的な内容がある提案	15点
3	提案の創意工夫・新規性	15点
4	提案の実現性	15点
5	事業運営の持続可能性	15点
6	実施体制	15点
7	業務実績	10点

8 委託契約

最優秀提案者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ受託事業者として 特定し、事業実施に係る委託契約を締結するものとする。

企画提案書の内容によっては、契約時の仕様書に反映する。

9 提出書類の取扱い

本業務に関する提出書類の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 本業務に関する提出書類は一切返却しない。
- (2) 提出書類は本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り複写する場合がある。
- (3) 提出書類は他事業者に提供しない。
- (4) 応募の際に要する経費などプロポーザルの参加に要する経費について は、参加者の負担とする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

11 問い合わせ及び提出先

本事業の問合せ及び書類の提出先は以下のとおりとする。

白鷹町 企画政策課 企画調整係

〒992-0892 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833

電話: 0238-85-6123 FAX: 0238-85-2128

E-mail: kikaku@so.town.shirataka.yamagata.jp

附則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。